

## 入 学 案 内 （科目等履修生）

【出願資格】（詳しくは問い合わせてください。個別の入学資格審査には、ひと月以上かかる事があります。）

◇学部または全学教育機構で開講されている授業科目を履修する場合

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ③ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑧ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- ⑨ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

◇大学院で開講されている授業科目を履修する場合、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- ⑨ 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- ⑩ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

### 【出願に必要な書類】

出願に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 入学願書〔学生センターの教務情報管理担当にあります。〕
- (2) 最終学校の卒業・修了証明書
- (3) 学習計画書（外国人の出願時に限る）
- (4) 最終学校からの推薦書（学校長又は指導教員）（外国人の出願時に限る）
- (5) 現に職にある者は、所属長の承諾書

### 【出願手続】

入学願書の受付期間（※外国人の出願時期は、早くなっています。）

※医学部及び大学院医学系研究科開設科目については、問合せ先に必ず事前相談を行ってください。

前学期（ 4月入学）

日本人の場合 2月初日～2月末日まで

外国人の場合 前年の12月10日まで

後学期（10月入学）

日本人の場合 8月初日～8月20日まで（8月13日・14日・15日を除く）

外国人の場合 4月末日まで

受付は土・日・祝日を除く、ただし最終日が土・日の場合は直後の月曜までとします。

入学願書の必要事項を記入後、授業担当者の承諾を得て、他の書類とともに、学生センターの教務情報管理担当へ提出してください。検定料は提出書類確認後に納付します。

### 【選考と合格】

受講科目を開講する学部の教授会等で、定められた方法によって選考（書類審査、学力試験、面接等）します。合格された方には郵送により本人宛通知します。

### 【入学手続と入学許可】

合格の通知を受けた方は、期日までに、入学料を納付し、誓約書等の書類を提出します。

入学手続を完了された方に対し、学長が入学を許可します。

入学料の納付期限までに、入学手続（入学料納付、誓約書等の書類の提出）が完了しなかった場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

### 【履修期間】

入学を許可される期間は、志願者の希望によって前学期のみ若しくは後学期のみ又は前・後学期の1年間となります。

### 【履修期間の延長】

履修期間の延長については、改めて出願手続が必要になりますが、検定料及び入学料は不要です。

### 【授業料】

前期分は4月20日まで、後期分は10月20日までに経理調達課収入係へ納付してください。  
金額は、履修する授業科目の単位数に応じた額になります。

なお、集中講義を受講される場合の授業料は、授業開始日までに納付してください。

### 【単位の授与】

履修した科目については、試験の上、合格者には単位が与えられます。

### 【科目等履修生証】

入学後、科目等履修生証が交付されます。定期試験等の際に必要なものです。

### 【科目等履修生に関する問い合わせ】

一般的な問い合わせは、学生センター科目等履修生（教務情報管理）担当へお願いします。

電話番号 0952-28-8165

### 【授業科目等に関する問い合わせ】

教養教育科目	教養教育（教務担当）	0952-28-8817
専門科目	教育学部（教務担当）	0952-28-8217
	芸術地域デザイン学部（教務担当）	0952-28-8930
	経済学部（教務担当）	0952-28-8417
	理工学部（教務担当）	0952-28-8517
	農学部（教務担当）	0952-28-8717
	医学部（医学教育担当）	0952-34-3127
大学院開設分	学校教育学（教務担当）	0952-28-8412
	地域デザイン（教務担当）	0952-28-8930
	工学系（教務担当）	0952-28-8517
	農学（教務担当）	0952-28-8717
	医学系（大学院教育担当）	0952-34-3336

### 【その他】

出願書類等及び記載されている個人情報、入学者選考に係る業務に使用します。

ただし、入学者については、入学願書に記載された氏名、性別、生年月日、現住所、出身学校等の個人情報を本学の学生基本情報として利用します。

最終学校卒業後に改姓があった場合、そのことがわかる書類（たとえば、戸籍抄本）を提出して下さい。

出願書類に不備があるものは受理しません。また、不正がわかった場合入学・合格を取消すことがあります。

提出された書類及び既納の検定料並びに入学料は、いかなる理由があっても返還しません。